

障害者介護という物語

: A. ラツカの視点から見る障害福祉ビデオ

Story telling of disabled person's care

: Understandability of categories in a social welfare video material

水川 喜文

Yoshifumi Mizukawa

ABSTRACT

This article describes and explicates a video material on the disabled person's care from the standpoint of conversation analysis and category analysis originated by H.Sacks. At first, the philosophy of A. Ratzka, who is the leader of STIL (Stockholm Cooperative on Independent Living), is introduced as an asymmetrical point for the video. In his philosophy, categories of carer/caree and other welfare categories are re-described with the responsibility of the care work. Then he proposes a concept of personal assistance program, which is now standard in Sweden and other countries. On the video, we analyze how the story of care work is described in the arrangement of volunteers, home-help services and other categories. i.e. how the responsibilities of the care for disabled person are settled on the home-helper and how the disabled person is described as a category of appealing the development of social welfare.

Key Words: independent living, conversation analysis, category analysis

本論では、H. Sacks (1972a,b) らの会話分析・カテゴリー分析により、スウェーデンの障害者自立生活運動を担ってきたSTIL（スウェーデン自立生活協同組合）の議長であるA. ラツカ (R. D. Ratzka) の思想を対称点として、日本で発売されている障害者介護のビデオにおける身体障害者の自立生活について記述的に分析を行いたい。

近年、福祉・医療場面で「自立」という言葉が聞かれるようになった。患者の自立、障害者の自立、高齢者の自立。また、パークレーに発した障害者の自立生活運動でも、自立ということが重視される。この言葉だけみれば両者は一致しており、医療福祉の専門家も障害当事者も同じ目標に向かっているように見える。しか

し、特に日本において事態はむしろ逆であり、自立のあり方について対立が起こっているともいえよう。すなわちどんな状態が自立といえるのか、どんな人が障害者にかかるべきなのか、などの点で一致を見ているとはいえない。ここでの問題は、どのような状況で自立というカテゴリーを使うか、どのような行為カテゴリーを持った人が、どのような権利を持って障害者にかかるべきかということになるのではないだろうか。この点で参考になるのが、Ratzkaを議長とするSTILである。このSTILが自立生活運動を展開したスウェーデンを始めとするいくつかの国や地域においては、障害者の政策と自立生活運動の方針に共通点を見出している。そこでは、自立という言葉の一致だけ

ではなく、自立にかかる人(のカテゴリー)、行為(のカテゴリー)、権利義務関係が、具体的な状況の中で組織化されるそのありがたが、一致しているということになるだろう。

本稿では、行為者カテゴリー、カテゴリー付帯活動などのH. Sacksによる会話分析の発想をもとにしながら、A. Ratzkaの自立生活とパーソナルアシスタントの思想と政策提案に関して概略し、その後に日本で発売されている障害者介護に関するビデオを見ていくことにする。

1. A. Ratzkaの戦略

まず、A. Ratzkaという人について概略してみる。A. Ratzkaは、西ドイツに生まれ、1961年にボリオになり身体障害者となった後、カリフォルニア大学ロスアンジェルス校で社会学修士、経営管理学修士、経営学博士を得て、1973年からスウェーデンの王立工科大学建築学科で経済研究者として勤めている。主たる関心事は、住宅環境、脱施設化、パーソナルアシスタンスにかんする費用・財源の研究である。

Ratzkaは西ドイツ、アメリカ、スウェーデンでパーソナル・アシスタンスを受ける当事者であり、アメリカその他の自立生活運動との交流の中でストックホルムでのパーソナル・アシスタントのためのプロジェクトの設立に関してイニシアチブを取った。STIL(ストックホルム自立生活協同組合)の議長でもある(Ratzka 11)(注1)。

Ratzkaは、自著の『スウェーデンにおける自立生活とパーソナル・アシスタンス』の「はじめに」において自立生活運動の目的の一つを「同じ条件で社会参加するのに必要なサービスを管理・獲得すること」と明確に述べた後に、「このサービスのうち付き添いケア[attendant care]は、重度のディスアビリティ当事者にとって、威厳のあるしかも生産的な生活のためのおそらく最も批判されるべきものである」

(17)ということが運動によって実証されてきている断言している。

「付き添いケア」とは、その人ができない着替え、入浴、衛生、家事・雑事等あらゆる日常活動を、雇われた労働者が行うアシスタンスであると述べている。同じサービスのことを、「ホーム・ケア」「イン-ホーム・サポート」「ホーム・ヘルプ」ということもあり、このほかに家事にかかるホーム・メーカー・サービスと、身体にかかるパーソナル・ケアと分けられることがある、とする。しかし、これらのうちほとんどが不適切な用語であるとRatzka(17)は述べる。

それは、第一に、当事者が家の中でだけアシスタンスを必要とするという印象を与えるとする。障害当事者が日々、家でぶらぶらして過ごし、地域に出て仕事や旅行など社会的文化的活動をしないということが言外の意味に含まれているとまで述べている。

さらに、「付き添い」、「パーソナル・ケア・アテンダント(personal care attendants)」、「ケアラー(carer)」など「ケア」という言葉にも注意しないといけないと言っている(113)。「私にとっては、この言葉は、自分の世話をすることができない誰かの世話をすること」という、言外の意味を持っているように思える」とする。

ここで、Ratzkaは行為者カテゴリーである「ケアラー」と「ケアリー」に注目している。このカテゴリー対は「相互利益のために自由意志で行われるものではない」として、ケアリーの責任と義務についてコメントしている。「ケアリー」は、何かがされなければならないということを決める用語であるということが明確に述べられない。つまり、障害当事者がケアリーとカテゴリー化されることによって、責任・義務関係が生まれるものではなく、むしろ、ケアラーに責任・義務が生じるのである。

障害者介護という物語

ケアラー： ケアをする。ケア（管理）の義務・責任
ケアリー： （自分の世話ができないので）他人のケアを受ける。

また、「ホーム・ヘルパー」という用語についてもコメントしている（114）。「ヘルプ」という用語が、職場で、バスの中で、友人の家で、旅行先で等、他のたくさんの場面とは反対に、その人の家でだけ活動の援助がなされることをさしている、と。つまり、誰かが誰かをヘルプするという行為は、場所のとらわれない活動にもかかわらず、ホームという用語を使っているため、ホームという場所で行われるヘルプであるとしている、その点が問題なのだと。

「パーソナル・アシスタンス」という言葉は、以上のような考察をふまえ、「私たちが（中略）受動的な対象ではなく、自らの生活を管理する責任ある有能な市民として自らを説明できるようなサービスを表す表現」（Ratzka 114-）として見出された。

ここで考えておきたいことは、ある行為カテゴリーを使用すると同時に生み出される、対カテゴリーや、カテゴリーに付随した活動、義務・責任への注目である。同じ自立という言葉を使っても、そこにはどのような人が、どのような権利と義務を持ってかかわっていくのか、その点が重要である。

ところで、「アシスタンス」は「パーソナル・アシスタンス」だけが行ってきたわけではない。家族、ボランティア、施設、「動く」施設で提供してきたと Ratzka（114-）は述べる。

家族に関しては、老化、健康問題により、アシスタンスが最高の状況に保てないとし、さらには、相互依存、犠牲と罪の意識を愛情と思い違いすると述べる。これは、血縁による権利・義務関係と障害者・アシスタントの権利義務関係の重なりにより、前者の愛情と後者の責務が

混同されたためと考えることができる。

ボランティアは、「明らかに、ボランティアからアシスタンスを受ける利用者は、能力給を支給されているアシスタントと同様の十分かつ、時間を厳守して、丁寧に仕事を行うようボランティアに要求することはできない」。しかも、ボランティアを受けている利用者は選択権を持っていないとも書いている。これは、「当事者は、慈善の対象ではなく雇用者としての役割を果たす時、もっと自立した人間として、もっと個人の力と見解を、自分自身持ちたいと思うであろう」（102）と「非ボランティア・プログラム」を提案している。このような考え方では、日本の自立生活センターが行っている「有償ボランティア」制度ともつながってきている。「有償ボランティア」制度は、障害者が雇用者となり、ボランティアが被雇用者となることで介助を契約関係としてとらえるためといわれる。

さて、行為論の領域では、規範は「しない」時に顕在化する。ボランティアが時間どおり来ないとき、ボランティアは「悪い人」（徳の無い人）であるが「契約違反者」ではない。ボランティアが時間に遅れるのはうっかりしたときであり、甘く見たときであり、反省すべきことである。しかし、介助契約者が時間に遅れるということは、契約違反であり、減給であり、介助していないのに介助料を受けるものは私的契約に反する侵犯者となるだろう。

「施設」についても、その施設で生き抜くために「好ましい人柄になる」ことや、社会的技術の喪失など「ホスピタリズム」に関する一般的な社会学的言及もしているが、もっと興味深いのは施設の定義である。例えば、

- ・利用者は自らのニーズを、全体の計画のニーズに合わせなければならない。
- ・アシスタンスが一定の時間、活動、場所に限られている。
- ・アシスタンスを規制する成文・不成文の規

則があり、利用者が管理できない規則となっている。

- ・アシスタンスを利用している職員を、数人の利用者が共有している。

などの指摘である。このように列挙した後、Ratzkaは、地域をベースとする公共サービスを「動く」施設として紹介している。「市社会サービス事務所のケース・ワーカー、または慈善団体のケース・ワーカーが私たちのニーズを評価し、ヘルパーを家に送り込んでくる」とし、ヘルパーの雇用、訓練、および予定表づくりは管理者が行うものであり、利用者が管理に関わっていないと述べる。その結果、障害当事者は「他の人々の判断に依存させられ、自らの生活を制限しなければならない。」つまり、地域ベースのホーム・ヘルプ・サービスは「動く」施設だというのである。「施設は煉瓦とモルタルでできている必要は無い。」

最後に、Ratzkaが「偽りの自立」について述べているところは興味深い。リハビリテーションの専門家は、障害者の最初の目標は、自立し最小限の補助器具を駆使することであり、パーソナル・アシstantは最後の手段だとされていた、と述べている(117)。自分で起床し、顔を洗って着替えをし、料理、掃除をすることが自立とされ、それに午前中すべて費やしてもいい、と言っていた、と。これに対し、Ratzkaは、他の人々と同じ価値を持った個人として自らを尊重するなら、他の人が当然だと思うライフスタイルを期待し、要求することができるはずだとして、そのためにパーソナル・アシstant・プログラムは必要だと主張する。

Ratzkaの発想し現実化したパーソナル・アシstant・プログラムは、当事者主体のプログラムであり、「専門家としての当事者」がパーソナル・アシstantを雇用し管理する。ここには一種の逆転が生じる。Ratzka(104)は、「労働者の専門化をさけよ」と述べる。労働者の専

門化が、当事者が自分で自分の方向を決めるための潜在的な能力を現実化する際に妨げとなるとする。むしろ、障害当事者の組織が、自立生活技術を向上し、ピア・カウンセリングを行う講座をつくるべきだと。

Ratzkaは、このような考察のもと、パーソナル・アシstant・プログラムの経済的基盤についても論じているのだが、本稿に関連しているのは、Ratzkaのカテゴリー戦略である。障害当事者をどのようなカテゴリーで呼ぶことにより、どのような義務と責任関係が生じてくるのか。介助サービスの担い手をなんと呼ぶことにより、どこに責任が生じてくるのか。これは、言語の定義の問題にとどまらず、具体的な場面での行為連鎖に關係してくる事態である。社会現象は記述されることを待っている。

2. 「介護の基礎知識」

本稿で扱うビデオを概略してみよう。タイトルは、「ビデオで学ぶ介護の基礎知識」(介護福祉士養成講座準拠、全14巻、NHKエデュケーション製作、NHKエデュケーション・中央法規発行、1992年1月20日発売、ISBN4-8058-0900-0)の「第3巻 障害者福祉論」の障害者在宅介護の部分である。全14巻の内容は以下のとおりである。

ビデオで学ぶ介護の基礎知識（全14巻）

- 第1巻 社会福祉概論
- 第2巻 老人福祉論
- 第3巻 障害者福祉論
- 第4巻 リハビリテーション論
- 第5巻 社会福祉援助技術
- 第6巻 レクリエーション指導法
- 第7巻 老人・障害者の心理
- 第8巻 家政学概論
- 第9巻 栄養・調理
- 第10巻 医学一般

- 第11巻 精神保健
- 第12巻 介護概論
- 第13巻 介護技術
- 第14巻 障害形態別介護技術

このビデオを選択したのは、多分に偶然性がはらむためではあるが、このビデオが特別な内容をもっているとか特殊な価値観から編集されているからという理由からではない。むしろ、そういう特殊な価値観によって導かれていないこと、一般性、概略性があるというところが選択の重要なポイントであった。

これは、次に見る出版社による内容説明にも現れている。「進みゆく高齢社会に対応すべく、福祉専門職の育成が重要課題となっている今、本ビデオは社会福祉を体系的に効率よく、しかも効果的にイメージ化し、学習意欲をかきたてる内容になっております。老人福祉施設・障害者施設、地域での介護研修会、福祉教育等の教材として最適。すべての福祉従事者にご利用いただけます。」まず、「社会福祉を体系的に効率よく、しかも効果的にイメージ化し」と書いてあるとおり、1巻あたり50分程度の内容で、具体的な社会福祉関連の場面を見せながら概略的に説明している。この説明でいう「福祉専門職の要請」の「福祉専門職」とは、「介護福祉士養成講座準拠」とあるとおり、介護福祉士をして指していることがわかる。さらに、「老人福祉施設・障害者施設、地域での研究会、福祉教育等の教材として最適」「すべての福祉従事者に」と書いてあるとおり、介護福祉士の資格試験に特化したというよりも、より広い範囲の視聴・購買層も想定していることがわかる。例えば、老人福祉施設・障害者施設の研修、地域でのボランティアの勉強会、福祉・医療関連の専門学校の教育、さらにはホームヘルパーの講習などにより広い学習場面での利用が想定されていると考えられる。

このビデオが発売されたのは1992年1月であることを考えると、ビデオの取材は1991年またはそれ以前に行われたのであろう。介護福祉士の資格は、1987年（昭和62年）に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づいて設立された。1990年（平成2年）には「社会福祉関係8法改正」がおこなわれ、市町村が主体の福祉サービスを提供するよう制度化された。その後、2000年（平成12年）4月から介護保険制度が施行されたのに伴い、1951年（昭和26年）以来大きな改正の行われていない社会事業法等の一部改正が行われた。その主たる改正の一つは、「利用者の立場にたった社会福祉制度の構築」による「福祉サービスの利用制度化」と呼ばれるものである。これは、それまでの福祉サービスが「行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度」だったものを「利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度」にするというものである。これらのことを考え合わせると、このビデオは、介護福祉士の資格が制度化した後の時期で、介護保険制度や福祉サービスの利用制度化などが行われる以前の時期であることがわかる。さらに、社会福祉関連8法改正が1990年に行われていることを考えると、改正を念頭に入れてビデオが作成されたことがわかる。その後、現在までに社会福祉法が2000年に施行されるなど、社会福祉の抜本的改正がなされたのは周知の通りである。（注2）

このように書いていくと、このビデオは過去の社会福祉に関するものと思われるかもしれない。しかし、一つは現在も利用・貸し出しされているビデオであることを念頭に置くべきである。これは、インターネットの検索によっても全国の社会福祉法人や社会福祉関係の図書・資料館において利用・貸し出しされていることもわかる。もう一つは、この方がより重要ではあるが、ビデオを見ることで理解可能であると

いうことである。すなわち、このビデオを秩序あるものとして理解し、語ることが出来るということは、現在でもこのビデオの内容が有意味な物語として利用可能であることを意味している。

また、あらかじめ断っておかなければならぬことであるが、本稿は特定のビデオの思想や方向性を批判するためにかかれたものではない。むしろ、標準的で教科書的な知識とはいかなるものであり、その知識がいかに構成されているかということをビデオの内部から明らかにするということが目標である。

さて、この「第3巻 障害者福祉論」のビデオは50分で構成されている。まず、ビデオの内容を簡単に紹介しておこう。

(分、秒)

- 00：00～01：23 オープニング
（ビデオの概略説明）
- 01：23～ 心身障害者対策基本法に基づく障害種別
- 02：18～ 障害者福祉の基本路線
- 03：35～ 監修者 小島蓉子日本女子大学教授の説明
- 04：40～ 「障害とは」障害の3分類、障害別の3分類
- 11：15～ 「障害者福祉サービスの内容と体系」
障害者手帳取得手順、法体系など
- 15：30～ 「施設福祉」
更正施設、生活施設、作業施設、
- 26：20～ 「在宅福祉」
ホーム・ヘルパー制度、ボランティアの必要性
- 35：13～ 「社会資源の活用」
リフト付きバス運行サービス、給食サービス、地域作業所、グループホーム、

42：40～ 「自立のためのケースマネージメント」

地域福祉活動プログラム、サポートネットワークなどの説明

46：15～ エンディングテロップ

この中で、「在宅福祉」は「施設福祉」と対称とされ、両者をサポートするために「社会資源の活用」を行い「ケースマネージメント」を行うという構成になっている。逆にいえば、ケースマネージメントにより、障害者は施設福祉、在宅福祉の範疇に入り社会資源を活用しながら「自立」していくという物語が構成されていることがわかる。

【】は映像の説明、他は音声。

【オープニングテロップ】

ナレーター：「次に在宅福祉について見て行きましょう」

【研究室での教授による説明】

教授：「身体障害者の中でも9割くらい、97%くらいの障害者は地域で生活しております。精神薄弱者も（中略）。このようにもうほとんど、大多数の人が地域で生活をしていまして、もちろん、施設にいる人も施設の重要な機能としての専門的な援助を受けるために施設にいますが、数としては少数者になりますね。そうすると、ふつうのあの社会の中で生活する障害者の福祉を、の福祉を考えていかなければならないわけですが、そのためには私たちはどうしたらいいかというのが課題になると思うのです。」

ここでは、在宅福祉の概要を述べている。ここで登場する行為者カテゴリーは、「障害者」と「私たち」である。障害者は、専門的な援助を受けるために施設にいる人と、大多数の地域で・ふつうの社会の中で生活する人に分かれて記述される。「ふつうの社会の中で」「専門的な

援助を受けないで」生活をする大多数の「障害者」に対して「私たち」がどうしたらいいかということが課題であると、する。「私たち」とは誰か？このビデオを監修している教授と共にビデオの視聴者、介護福祉士を目指す学生はもとより、老人福祉施設・障害者施設、地域での介護研修会、福祉教育等の教材として利用するすべての福祉従事者を指していることが理解可能である。このビデオで記述されることによって現れる社会現象は「障害者」と「私たち」である。ここで、Ratzka の戦略においては、福祉を考える「私たち」は、「障害当事者」であったことを思い起こすことができる。

【車が駐車してあるアパートの映像】東京郊外のある民間アパート。【車椅子で部屋から出て車に近づく】ここで自立生活にチャレンジしている一人の障害者がいます。高沢明美さん（以後 T さん）。彼女はこのアパートで一人暮らしをしています。Tさんは17歳のときに交通事故に遭い頸椎に損傷をおいました。一時は絶望しかけましたが、出来ないことばかり考えないで体は不自由でもあれも出来るこれも出来ると考えられるようになりました。【車に乗る】たちなおって自立生活が出来るようになりました。彼女はまずリハビリテーション訓練を受けました。日常生活に必要な動作を可能にするためです。また、車椅子の生活で行動範囲が制限されることを解消するために運転免許を取りました。経済的にも自立するためにワープロのオペレーターという仕事もはじめました。仕事場へは車を使って通勤しています。【車を運転する】こうしたアプローチを一つずつ重ね、障害者自らが能動的に働きかけた結果として車椅子を使っているということ以外は健常者とほとんど変わらない生活をおくることができるようになったのです。

ここは、「自立生活をする障害者」に関する理解可能な物語の提示である。物語は社会文化的に理解可能な形で提示される。この場合、障害者が自立生活にいたるまでの時系列的経過を示すことによって現在の自立生活の状況を理解可能な形で説明していくことになる。例えば、「障害者」は「自立生活」に「チャレンジする」。（逆に言えば、健常者は「チャレンジ」できない。その場合あるとすれば「大学の新入生」というカテゴリーが使われたときである）その時系列的な物語は、「障害発生」→「絶望しかける」→「たちなおる」→「障害者自ら能動的働きかけ」（「リハビリテーションの訓練」→「運転免許取得」→「経済的自立」）→「車椅子を使う以外、健常者とほとんど変わらない生活をおくる」というものである。

Ratzka が変更したことのひとつは、この「本人による能動的な働きかけ」の内実であろう。「私たちの多くがリハビリテーションを受けて洗脳されたおかげ」（118）で、他の人と比べて苦しい思いをしていることを感じなくなっているとさえ言う。また、重度障害者の場合、とくに、経済的自立は、自立生活に必須とはいえない。むしろ、Ratzka にとって権利の問題である。

（Tさんの語り、省略）【途中からTさんの正面からのカット】【自宅でのワープロの作業のカット】【Tさんの正面からのカット】

【女性がアパートの角を曲がってくる】ナレーター：「そんな T さんも週 1 回、ホーム・ヘルパー制度を利用し、買い物や掃除、炊事など身の回りの世話をお願いしています。」

【ホーム・ヘルパーがベルを鳴らす】ホーム・ヘルパー（H）：「おはようございまーす」【部屋の中。Hは前掛けをつけながら話す】H：「はい。はい。買い物はあれか、な

いかな。（…）かな。じゃあ、今日、買い物はなしだね。」【Hが窓を開けてベッドに近づいて作業する】ナレーター：「ベッドメイキングや掃除機をかけるような作業は車椅子に座りながらではたいへんな重労働になってしまします。たとえば、障害者が一人ですれば3時間かかる作業が、介護者の手助けによって30分とか1時間で終わらせることがあります。」【Hは掃除機をかける】【Tさん車椅子で部屋を動いている。H、風呂掃除をしている】ナレーター：「またTさんは障害者住宅整備基金貸付事業を利用して、一人での入浴を可能にするために（中略）家屋の改造や介助によって時間的、体力的余裕が生み出され、【H、味噌をもってきて肉のパックを開けて、Tさんの車椅子の脇を通る】そのぶん、自分の時間をやりたいことに使うことができるのです」

このシーンの冒頭部で、行為者カテゴリーと行為カテゴリーの記述方法を特定している。すなわち、このシーンを「どう見るか」に関するインストラクションを行っているのである。Tさんはホーム・ヘルパーに「身の回りのお世話をお願い」している。Tさんは、女性、娘、労働者などさまざまな行為者カテゴリーを持つ人である。しかし、ここで、Tさんはホーム・ヘルパーに対応する障害者というカテゴリーで記述されることになる。しかも、障害者はホーム・ヘルパーに「お願いする」のである。そして、「ホーム・ヘルパー制度」を利用してお願いしてきている「アパートの角を曲がってくる女性」、「おはようございまーす」と言う女性は、友人でも親戚でもなく「ホーム・ヘルパー」として提示されることになる。Hは、「買い物はないかな」と質問をしてTさんは無いことを答えている。ここでもHが買い物に関する質問主体となり、Tさんが応答していることに注目す

べきである。

【H、味噌をもってきて肉のパックを開ける。T、車椅子で脇による】

（二人の笑い声）

【H、炒め物をする。T、流しに手を入れている】

H：「あっ、やり、やりっぱなし」

T：「水を使うと……かなあと思って」

H：「少し涼しくなるからやってください。ははは」

T：「よろこんで」

H：「よろこんでやらせていただきます？」

【H、皿に盛り付ける】

【食卓の上に一人分の食事。H、正面で手帳を見ながら話す。T、右側で話を聞く】

H：「じゃあ来週は、あ、じゃあお母さんがいらっしゃるのでね、はいお休みをいただいて。【T、軽く頭を下げる】じゃあ、3連休のときはいつもどおりで（…）

まず、Hの「あっ、やり、やりっぱなし」という発言に注目したい。ここには規範がある。流しの中の使用済みの食器類は、本来Hが洗うべきだが、Tさんに見つけられたという状況を示している。これは、自然に表出した驚きという感情を示す発話というより、E. Goffman (1981) が見出した response cries (反応の叫び) といえるだろう。Hは、やりっぱなしはいけないという規範があることを示しつつ、やりっぱなしであることは気づいていたが、見つけられたのかという驚きをTさんに提示している。さらには、主要関与が料理からシフトして、流し台の中の食器類に移ったことも示している。

さらに、ここでは、見えてきたのはHがされている間は、Hが家事の責任を持っていることである。Tさんは、「やってください」と許可さ

れてはじめて家事に参加することになってい
る。Hは一人で皿に盛り付けをする。

その前のシーンを考えてみたい。Hが味噌をもってきて肉のパックを開けて、Tさんの車椅子の脇を通るシーンに変わったところで「そのぶん、自分の時間をやりたいことに使うことができるのです」とナレーションが入っている。つまり、ここで提示されていることは、障害者は自分のやりたいことを行い、ホーム・ヘルパーは、障害者の代わりに責任を持って家事を行うという図式ではなかろうか。

そのことは、この最後のシーンで明確になる。Hは正面で手帳を見ながらTさんに話している。「じゃあ来週は・・・お母さんがいらっしゃるのでね。はい、お休みをいただいて。」Tさんは、うなずく。そして、Hは3連休の予定を示す。Hは、メモという道具を使って行うのは「スケジュール管理」という行為である。介護のスケジュール管理はHが行っていることを映像の中で示している。

ナレーター：「こうして障害者を支える援助は確実に充実してきてはいるもののまだ十分ではないとTさんは言います」

【Tさんの手アップから全体アップへ】「そ
うですね、まずヘルパーさんの時間帯とい
うのが午前10時前後から午後5時ぐらいまでつ
てきまっているんですね。その間に休み時間
もありますから、一日に2ケース、2時間半
から3時間くらいしか確か扱っておられない
ので、それ以外の時間というものは、あの、
ほんとに介助者を探さなければ、ならない。
一番忙しいはずの朝食の時間帯と夜の入浴の
時間に、人手がない、公的な人手が無いです
から。確かに他の人から見れば、あの週1回
ヘルパーさんに入ってくれることは、場合に
よっては贅沢に見えるかもしれないですね。
あの、まだまだ障害者のくせにという言葉が

通用しますから。だけど、私から、ヘルパー
さんの介助を頼んで、有料介助を頼んで遠出
をすることを除いてしまったら、あのーもう
生活が成り立たないところまでいっちゃうく
らい、レベルをどんどんはっきりいって落と
さなければいけなくなってくるんです。う
ん。」

ナレーターは、こここの場面を障害者の援助は充実しているが十分でないものとして提示する。つまり、これまでのHとTさんの相互行為は「障害者を支える援助」であり、「充実」あるいは「十分」かどうかという尺度で計れるものとして示されているのである。そして、Tさんの意見として「十分ではない」ことを出してきている。

何が十分でないのか？それはTさんの言葉に表れている。介助時間である。しかし、Tさんは留保している。週1回のヘルパーさんの介助は「贅沢」ではないかと言われるかもしれない。そして、「障害者のくせに」という言葉が通用しますから」と言う。つまり、週1回のホーム・ヘルパー介助は「障害者のくせに贅沢だ」という人に対して留保しているのである。「障害者の援助」の尺度は3つとなった。「充実」「十分」「贅沢」である。Tさんは続けて、ヘルパー介助と有料介助を除いたら生活が成り立たなくなるほどレベルを落とさなければならないと「訴え」ている。誰に訴え、理解を求めているのであろうか？ビデオの視聴対象者である「私たち」であろう。

【車椅子の男性と、トランクスだけの男性(介
助者)がカーテンの向こうから出てくる】

ナレーター：「この男性の障害者の場合、入
浴などの介助をボランティアに頼っています。
現在行われているホーム・ヘルパーの派
遣時間以外に介助が必要となった場合には、

民間のマンパワーを利用するという方法が必要なのです。【車椅子からベッドへの移動介助場面。介助者が足を持ってベッドに移動している。】しかし、こうしたボランティアの力がいつでも得られるというわけではなく、もっと多くの人たちが障害者福祉を支えるボランティアとして積極的に家事援助活動に加わることが望まれています。【台所のシンクを掃除している介助者。【ボランティアの必要性】というテロップ】また、ボランティアは人的社会資源としてとても重要であり、こうしたボランティアをはじめとする社会資源の活用も障害者福祉の大切な要素となっています。

(次の【社会資源の活用】のセクションへ)

場面転換して、男性障害者と男性介助者がカーテンの向こうから出てくる。この記述が可能なのは、「見てわかる」映像の部分と、ナレーションの「この男性の障害者」「ボランティア」という発言が一致しているからである。だからこそ「この」という指示が理解可能となるのである。この「ボランティア」は次の発話で「民間のマンパワー」と表現されている。しかも、この「民間のマンパワー」は、「ホーム・ヘルパーの派遣時間以外に介助が必要となった場合」に利用するオプションであることが述べられている。しかし、ボランティアは「いつでも得られるというわけではない」ので、「多くの人たち」が「ボランティア」として「家事援助活動」に加わることが望まれている、とする。ここでボランティアは、民間のマンパワーであり家事援助活動であることが明らかにされる。

おわりに

本稿は、A. Ratzka の障害者自立生活運動の思想を対称点として、日本で発売されている障

害者介助のビデオを素材に障害者の自立生活について記述的に考察することが目的であった。本稿は、すでに述べたとおり特定の素材を批判したり問題視したりするものではない。むしろ、その素材がいかに構築されていくかということに焦点を絞った。今回扱った1992年に発売された障害者介護のビデオでは、ホーム・ヘルパーはスケジュールを管理し、障害者は介護のために「余力」が出る存在として記述されることがわかる。ボランティアは、介護以外に必要となった場合に民間のマンパワーとして利用される。このように記述されることで障害者介助のビデオの秩序は構築され、私たちに理解可能な一つの物語として現れてくることがわかる。それが、Ratzka が実現した物語と対称的なものであっても。

注

- (1) 本稿では、Ratzka1991=1991, 1997が頻繁に引用されるため、(Ratzka 90) というよう当該書のページ数のみ表示する。
- (2) このビデオに「古さ」を見るならばそれは、現在までの障害者当事者団体による自立生活運動の1つの成果であるといえる。というのは、その「見る」という社会的行為の中に Ratzko 的な知識やカテゴリー使用がうめこまれていると考えられるからである。

文献

- 厚生省 2000 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の概要」
http://www1.mhlw.go.jp/topics/sfukushi/tp0307-1_16.html
- Goffman, E. 1981 *Forms of Talk*, University of Pennsylvania Press.
- Ratzka, A. D. 1991 *Independent Living and*

- Attendant Care in Sweden: A Consumer Perspective*, Petersens, Sweden=1991, 1997
ラツカ、A.D.、河東田、吉関訳『スウェーデンにおける自立生活とパーソナル・アシスタンス 一当事者管理の論理ー』、現代書館。
- Sacks, H. 1972a "On the analyzability of stories by children", in J. J. Gumperz & D. Hymes (eds.) *Directions in Sociolinguistics*, Holt, Rinehart & Winston.
- Sacks, H. 1972b "An initial investigation of the usability of conversation data for doing sociology", in D. N. Sudnow (ed.) *Studies in Social Interaction*, Free Press. =1989 北沢・西阪訳 「会話データの利用法」「日常性の解剖学」、マルジュ社